

令和 8年 2月 17日

新発田市長 二階堂 馨 様

新発田市下水道事業審議会

会長 宮村 康民



下水道使用料体系の統一について (答申)

令和7年11月14日付け下第1199号で諮問のありました標記の件につきまして、  
次のとおり答申いたします。



## 1 はじめに

新発田市下水道事業は、目的の違いなどから公共下水道事業と農業集落排水事業で異なる使用料体系によってこれまで運営されてきた。さらに、平成15年の豊浦町との合併により、月岡地区（月岡特定環境保全公共下水道）の使用料体系を経過措置として継続してきた結果、現在3体系が併存している。

下水道事業は、汚水処理に要する経費を事業収入（下水道使用料収入）で賄う独立採算制を経営原則としている。本市下水道事業においては、未普及地区解消事業の進捗に伴い下水道接続人口は当面増加するため、事業収入の増加が見込まれる一方で、近年のエネルギー価格の上昇や処理場の老朽化対策等により汚水処理経費が一層増加し、経営環境は厳しさを増していくことが考えられる。下水道は汚水の排除による生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全などを担う社会基盤であることから、本市下水道事業の経営理念“清潔で快適な暮らしをつくり 次世代へつなぐ下水道”の実現に向け、事業の伸展にこれまで注力してきたが、安定的に事業を運営していくためには、令和13年度に下水道使用料の改定を行う見通しとしており、その前段階として下水道使用料体系の統一を優先課題としている。

以上を踏まえ、本審議会において慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

## 2 答申事項

### (1) 下水道使用料体系の統一について

下水道事業の公共性を鑑み、利用者間の負担の公平性を確保するため、月岡特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の体系を公共下水道使用料の体系に統一することは、妥当である。

### (2) 下水道使用料体系の統一方法について

月岡地区（月岡特定環境保全公共下水道）においては下水道を大量に使用する温泉旅館事業者、農村地区（農業集落排水）においても時期によって使用量が多くなる農業従事者がいることから、負担の急増に配慮する必要がある。そこで、2か年の激変緩和措置期間を設けて段階的に統一を進めることは、適当である。

### (3) 下水道使用料体系統一の時期について

農業集落排水島潟地区の公共下水道接続時期や対象者への周知期間などを踏まえ、令和9年6月を統一の開始時期とすることは、適当である。

(4) 下水道使用料表

下水道使用料体系統一後の使用料は、次のとおりとすることが適当である。

① 統一後の月岡特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

区分	単位		月額(税抜/円)
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,380円
	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え、30m <sup>3</sup> までの分	150円
		30m <sup>3</sup> を超え、50m <sup>3</sup> までの分	170円
		50m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> までの分	190円
		100m <sup>3</sup> を超える分	210円

(参考)

現在の月岡特定環境保全公共下水道使用料

区分	単位		月額(税抜/円)
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,430円
	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え、30m <sup>3</sup> までの分	143円
		30m <sup>3</sup> を超え、50m <sup>3</sup> までの分	154円
		50m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> までの分	165円
		100m <sup>3</sup> を超える分	176円

現在の農業集落排水施設使用料

区分	単位		月額(税抜/円)
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,100円
	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え、30m <sup>3</sup> までの分	120円
		30m <sup>3</sup> を超え、50m <sup>3</sup> までの分	130円
		50m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> までの分	140円
		100m <sup>3</sup> を超える分	150円

② 激変緩和措置

・令和9年6月使用分から（1段階目）

区分	単位		月額(税抜/円)
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,380円
	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え、30m <sup>3</sup> までの分	150円
		30m <sup>3</sup> を超え、50m <sup>3</sup> までの分	170円
		50m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> までの分	178円
		100m <sup>3</sup> を超える分	186円

・令和10年6月使用分から（2段階目）

区分	単位		月額(税抜/円)
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,380円
	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え、30m <sup>3</sup> までの分	150円
		30m <sup>3</sup> を超え、50m <sup>3</sup> までの分	170円
		50m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> までの分	184円
		100m <sup>3</sup> を超える分	198円

・令和11年6月使用分から

① のとおり

以上のとおり、本審議会としては、月岡特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の体系を公共下水道使用料の体系に統一することは妥当であり、令和9年6月使用分から激変緩和措置を講じて段階的に進め、令和11年6月使用分から公共下水道使用料の体系に統一することは適当であるとの結論に至った。

### 3 附帯意見

- (1) 統一対象の利用者に大きな影響があることから、事前に十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (2) 減量メーターの設置費用を利用者が負担しているため、設置費用の補助制度創設などについて検討すること。
- (3) 下水道の維持管理経費に係る財源を安定的に確保するため、利用者に過度な負担が生じないように留意しつつ、市税の新設等幅広い観点から財源確保の方策を検討すること。

### 4 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和7年10月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道事業概要について</li><li>・下水道施設の状況について</li><li>・下水道使用料について</li><li>・使用料体系の統一について</li></ul>
第2回	令和7年11月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・諮問</li><li>・前回の振り返り</li><li>・今後の見通しと課題</li><li>・使用料体系の統一案について</li></ul>
第3回	令和8年1月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用料体系の統一について（修正案）</li><li>・答申案について</li></ul>

5 新発田市下水道事業審議会委員

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
第1号委員 (学識経験者)	宮 村 康 民	会 長
	篠 田 令 子	副 会 長
	藤 井 誠 二	
	小笠原 侑 亮	
	和 田 秀 男	
第2号委員 (受益者代表)	原 美 枝	
	佐久間 康	
	小 林 淳 一	
	飯 田 武 志	
	佐 藤 猛	
	海老井 修	
	本 間 栄 一	
	中 山 真由美	

